

特許使用許諾契約書（案）

ガーデンフィールド株式会社（以下「甲」という）と湯川弘子環境デザイン一級建築士事務所建築士事務所（以下「乙」という）とは、以下のとおり特許使用許諾契約を締結する。

第1条（目的）

甲は、甲の所有する特許「ツリー型太陽光発電システム」を乙が積極的な活動を行なうことを条件にし、かつ日本国内の該特許使用者との個別契約を結び特許対価を得ることを条件として、特許「ツリー型太陽光発電システム」から得られる特許収入を甲と乙とで50%ずつ折半することを許諾する。

すなわち、該特許使用者との個別契約では売り上げの2%を「ツリー型太陽光発電システム」の特許対価として設定し、同1%ずつを甲及び乙とが折半で受領する。

第2条（期間）

本契約の有効期間は2026年4月1日—2045年3月31日の19年間とする。

第3条（P2025042718：ツリー型太陽光発電システムの主な用途）

地面に穴をあけ差し込むか、あるいは家の軒先に固定するだけで設置できるので、また場所をとらず、清掃&メンテナンスがしやすく、さらにAI太陽光自動追尾式で、高効率の発電を行うことができるので、従来の家屋の屋根に設置するものにとって代わり、太陽光発電での主流となる。

第4条（本特許対価の流れ）

乙は本特許使用者に対し、月ごとの特許「ツリー型太陽光発電システム」の総売り上げの2%を特許対価として設定し、該売り上げの成立した翌月の10日までに支払うことを条件とする個別契約書を作成する。

また、乙は該個別契約書に基づき得られた振込金額の半分以上が以下に示す甲の口座に振り込まれるように設定する。

第5条（契約内容の変更について）

甲と乙とが合意をすれば、契約内容の変更や契約解除ができる。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。令和8年3月31日

甲（住所） 神奈川県川崎市宮前区けやき平1番33-503

（社名） ガーデンフィールド株式会社

（社名） 代表取締役 廣田 祐次 印

乙（住所）

（社名） 湯川弘子環境デザイン一級建築士事務所建築士事務所

（氏名） 印